

# 羽曳野市商工会青年部カップリングパーティー規約

## 【第1条】目的

全国的に見て少子高齢化・人口減少が問題となっている中、羽曳野市商工会青年部（以下青年部）では結婚適齢期である男女が気軽に出会える場を提供して欲しいとの需要に応える為、また少しでも住み良い街・活気溢れる街になる事を目的とし本事業を実施します。尚、青年部は本事業における参加者間の紛争、トラブルについては一切責任を負いませんので、予めご了承下さい。

## 【第2条】参加資格

1. 独身である事
2. 羽曳野市に興味がある、関りのある事
3. 申込の際に自身のプロフィールに偽りの記載申出が無い事
4. 本規約に同意している事

## 【第3条】運営側の守秘義務

青年部は、参加登録内容について、本事業目的以外には利用しません。また、第三者に対して開示漏洩しないものとします。

## 【第4条】本規約の変更

本規約の変更については青年部が一切の権限を持ち、参加者の承諾を得る事無く変更出来るものとします。（運営会議にて決定）

## 【第5条】料金規定

1. お支払いただいた参加費については、原則返金いたしません。
2. 青年部の都合により開催中止となった場合には例外として返金いたします。

## 【第6条】運営側の免責事項

1. 参加者同士、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合、参加者は自己の責任において（費用も含む）解決するものとし、青年部・後援者・協賛企業（以下青年部等）は一切の責任を負わず、また参加者は青年部等に損害を与えないものとします。
2. 本規約をお読みいただかなかった事により参加者に不利益が生じても青年部等は一切責任を負わないものとします。
3. 青年部は本事業において提供する情報等について、参加者の申込内容正確性を信用するものとし、その誤りについては一切責任を負いません。
4. 本事業の参加申込について、クーリングオフは適用されませんので、ご注意下さい。

#### 【第7条】損害賠償

1. 参加者が本規約に違反・不正もしくは違法な行為によって青年部等に損害を与えた場合、青年部等は当該参加者に対して損害賠償を請求する事が出来るものとします。
2. 既婚者や性別を偽って参加した場合、青年部等の信頼を著しく損ねたものとして、当該参加者は損害金を負担する責めを負うもの とします。

#### 【第8条】禁止事項

1. 申込及び参加にあたり、虚偽の申告・申請をする事を禁止します。
2. 公序良俗に反する行為を禁止します。
3. 著作権を侵害する事を禁止します。
4. 営利目的、営業活動、宗教活動等を目的とする行為を禁止します。
5. 他の参加者や第三者のプライバシーを侵害・誹謗中傷・名誉を傷つける行為を禁止します。
6. 事業参加時に得た情報をその終了後も自己または第三者の為に使用、または開示してはならないものとします。
7. 青年部等、青年部等の関係者または他の参加者に対し、暴言・嫌がらせ及び暴言・嫌がらせと判断される文言等（判断基準は公開致しません）を直接または間接的に相手に伝える、行う行為を禁止します。
8. この事業運営その他青年部等の活動を妨げる行為を禁止します。
9. 他の参加者から苦情があった場合は、強制的に不参加とする場合があります、但し参加者の氏名は公表しません。
10. 交際等が成立したか否かまでは青年部は関知致しません。
11. 法令に違反する行為を禁止します。
12. 本規約に違反する行為を禁止します。
13. 飲酒される参加者は、車及び単車（飲酒運転と見なされる乗物）での参加を禁止します。なお飲酒運転による事故等のトラブルについては、青年部等は一切責任を負いません。
14. その他、前各号に該当する恐れのある行為、またはこれに類する行為を禁止します。

#### 【第9条】個人情報の取扱い

本事業で得た参加者の個人情報について、青年部は、本人確認、参加者との情報交換、アンケートの実施等による調査・研究という目的の範囲内で利用することとし、それらの目的の範囲を超えた利用はいたしません。